**（３） 変更後の基本方針の概要**

**（２）基本方針の変更案のポイント**

**＜ はじめに ＞**

　〇基本方針の策定から20年が経過し、人権をめぐる状況の変化を踏まえ、人権についての府民の意

識、人権課題の現状、これからの取組みの方向性などについて見直し、基本方針の変更を行うことと

しました。

　〇今後、この新しい基本方針に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして、全庁を

あげて人権施策の推進に取り組んでまいります。

**＜ 第１　基本理念 ＞**

 〇条例のめざす人権尊重の社会を実現するため、次の二つを府政推進の基本理念として掲げます。

****

**＜ 第２　大阪府における人権をめぐる状況 ＞**

**１ 国内外の人権尊重の潮流、２ 大阪府におけるこれまでの取り組み、３ 取り組むべき主要課題**

　〇二十世紀の世界は、二度の大戦をはじめ数多くの戦争を経験してきました。こうした経験を踏まえ、

国際連合では、人権の尊重が平和を守ることと密接不可分の関係にあるという考え方に基づいて、国

家の枠組みを越えた国際的な人権規範の整備に取り組んできました。

　〇大阪府では、人権局を中心とした横断的な庁内推進体制のもとに、総合的に人権施策を行い、女性、

子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの個々の課題については、それぞれの関係部局において施

策推進に取り組んでいます。

**＜ 第３　人権施策の基本方向 ＞**

 **1 人権意識の高揚を図るための施策、２ 人権擁護に資する施策**

　〇それぞれの人権課題に共通する人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに、課題

ごとの取り組み、とりわけ府民の自立や社会参加を促進するための施策や人権救済・保護のための制

度や施策を充実・活用していくことを基本に、人権問題についての実態の把握に努めながら、総合的

な人権施策を構築していきます。

　〇府民一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行

動を身につけるための人権教育を行うとともに、府民の主体的な活動を促進します。

 〇府民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援するとともに、人権侵害を受

け、または受けるおそれのある人に対して、関係機関と連携して、救済・予防を促進・支援します。

**＜ 第４　推進にあたって ＞**

 **1 庁内の推進体制、２ 市町村との連携、３ 企業、ＮＰＯ等との連携**

　〇本基本方針に基づき、知事をトップとする人権施策の推進本部体制の下、総合的な見地から整合性の

ある施策を推進します。

　〇大阪府の人権施策を効果的に推進するためには、府民に最も身近な市町村が実施する諸施策との連携

　 が不可欠であり、大阪府と市町村との連携をより強化します。

 〇人権施策を効果的に推進していくため、企業やNPOなどの諸団体が取り組んでいる人権問題の解決

のための活動とより一層連携を深め、協働関係の構築を図ります。

**■「基本理念」の枠組みを維持しつつ新たな課題認識を明記**

〇今日的な時代背景を踏まえ、「基本理念」において、性的指向、性自認の課題を追記するととも

に、新たにインターネット上の人権侵害事象への対応の必要性を明記しました。

**■令和2年度大阪府人権問題に関する府民意識調査の調査結果を反映**

〇府民意識調査の調査結果を踏まえ、「インターネット上の人権侵害」や「性的マイノリティの人権

問題」に対する認識など、府民意識の現状を反映させました。

**■「取り組むべき主要課題」における記載内容の充実及び新たな人権課題を追記**

〇現行の基本方針で対象としていた人権課題（女性、子ども、高齢者など）について、今までの課題

に加え、新たに顕在化した課題に対する認識と求められる方策を盛り込むなど、記載内容の充実を

図りました。

 〇近年、社会的に注目されるようになった、「感染症に関する人権問題」「性的マイノリティの人権

問題」「生活困窮（貧困）をめぐる人権課題」「災害時の人権問題」「ホームレスの人権問題」

「北朝鮮による拉致問題」を「取り組むべき主要課題」に新たに位置付けました。

○「その他の取り組むべき人権課題」として、「アイヌの人々」「こころの病」「プライバシーの侵

害」「人身取引」「見た目問題」「無戸籍者の問題」について、課題認識を記載しました。

**■その他（国等の動きなど）**

〇新たに施行された各人権課題に関する法律や条例を記載するとともに、人権擁護法案の廃案などに

伴い、関連部分の記載内容の見直しを行いました。

 **■これまでの大阪府における人権施策推進の取組み**

　〇大阪府は、「人権尊重の社会づくり条例」（以下、「条例」という。）に基づき、大阪府人権施策推進基

本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、以降、この条例及び基本方針を基本に、すべての人

の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、人権施策、すなわち「人権意識の高揚を図るための施

策」及び「人権擁護に資する施策」の推進に努めてきました。

 **■新たな人権課題や個別の人権に係る法律や条例の施行を踏まえた基本方針の見直し**

　〇近年、インターネット上における人権侵害事例が多発するなど、社会情勢や価値観は大きく変化して

おり、人権課題が複雑多様化しています。

　〇平成28年に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行されました。

　○大阪府においても、平成28年に障がい者差別解消条例を施行し、令和元年には、ヘイトスピーチ解

消推進条例及び性の多様性理解増進条例の施行と人権尊重の社会づくり条例を改正しました。

 ○基本方針策定後のこうした動きに的確に対応するため、今般、令和3年８月に大阪府知事あて提出さ

れた大阪府人権施策推進審議会の答申を踏まえ、基本方針の変更案を取りまとめることとしました。

大阪府人権施策推進基本方針の変更案の概要について

**（１）大阪府人権施策推進基本方針の変更が必要とされる背景**